

# 岡谷市中学校部活動あり方指針【概要版】

平成31年〇月  
岡谷市教育委員会策定

岡谷市教育委員会では、「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を受けて、校長会が定めた中学校の部活動における休養日や活動時間等の基準に則って、適正な部活動運営に努めてきました。しかし、少子化の更なる進展や学校教育に関わる課題が複雑化・多様化し、教職員の働き方改革が喫緊の課題となっています。

このため、スポーツ庁が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(H30.3策定)、文化庁が示す「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(H30.12策定)及び「長野県中学生期のスポーツ活動指針」(H31.2改定)を参酌し、「岡谷市中学校部活動あり方指針」を策定します。

## ◇指針の主な内容

### 1. 適切な運営のための体制整備

#### (1) 部活動あり方指針の策定

国や県の示す指針を参考に「岡谷市中学校部活動あり方指針」を策定します。

#### (2) 各種団体や地域との連携

部活動における指導の充実を図るため、各種スポーツ関係団体や社会教育関係団体等と連携し、部活動への協力体制を構築します。

また、生徒のスポーツ及び芸術文化活動の充実の観点から、地域の各種スポーツ関係団体・芸術文化関係団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ及び芸術文化活動の環境整備を進めます。

#### (3) 部活動指導員及び外部指導者の活用

学校教育法施行規則第78条の2に基づく「部活動指導員」については、導入にむけた体制整備を図るとともに、モデル的な取り組みを実施します。

また、引き続き保護者や地域と連携した外部指導者と協働体制を構築し、活動がさらに充実するよう努めます。

#### (4) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

少子化に伴い、単一の学校では特定の競技及び分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取り組みを推進します。

### 2. 部活動の活動基準

#### (1) 休養日

平日に1日、土日に1日の休養日を確保する。練習試合や大会等に参加により土日の両日に活動する場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないように配慮します。

長期休業中は休業期間の半分以上の休養日を設定し、生徒が十分な休養を取ることができるように長期の休養期間（オフシーズン）も設けます。

#### (2) 総活動時間

平日は長くとも2時間程度とします。

休日及び長期休業中は長くとも3時間程度とします。

### (3) 朝部活について

放課後の活動動時間の確保を基本とし、朝部活は原則行わないこととします。ただし、放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合には、生徒の健康や生活リズム等を配慮し、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で、朝7：30～8：00ごろの30分間を目安に活動ができることとします。

### (4) 大会等への対応

校長は、教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担軽減の観点から、参加する大会等を精査するよう努めます。

## 3. 実施時期

来年度からの実施としますが、スタートは各学校の実情で4月または夏季大会終了後を目安とする。

### 【参考】新旧対象表

項目	長野県（改定版）	岡谷市（現行）	岡谷市（改正後）
休養日	週当たり2日以上 <u>の休養日</u> を設ける。（平日1日、土日1日以上）土日の両日に活動する場合は、休養日をできるだけ <u>他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないように配慮する。</u> <u>長期休業中は休業期間の半分以上の休養日を設定し、生徒が十分な休養を取ることができるよう長期の休養期間（オフシーズン）も設ける。</u>	平日に1日、土日に1日の休養日を確保する。但し、練習試合や大会への参加により、土日の両日に活動する場合は、休養日を他の曜日で確保する。	県の指針に準ずる。
総活動時間	平日は長くとも <u>2時間程度</u> 。 休日は長くとも <u>3時間程度</u> 。	平日は長くとも3時間以内とする。 休日は午前午後にわたらないように4時間ぐら いを目安とする。	県の指針に準ずる。
朝部活	<u>放課後の活動動時間の確保を基本とし、朝部活は原則行わない。</u> ただし、放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合には、生徒の健康や生活リズム等を配慮し、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で、朝7：30～8：00ごろの30分間を目安に活動ができることとする。	朝7：30～8：00ごろの30分間を目安に活動していく。ウォーミングアップやクールダウンの時間が十分にとれないことなども考慮して激しい運動は避ける。	県の指針に準ずる。